

第197期 定時株主総会招集ご通知



日時

2020年6月25日（木）午前10時
（開場午前9時）



場所

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号
神戸国際会館 こくさいホール
（末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。）

- P. 2 第197期定時株主総会招集ご通知
- P. 9 株主総会参考書類
- P. 30 事業報告
- P. 47 計算書類等
- P. 49 監査報告書

郵送及びインターネット等による議決権行使期限：
2020年6月24日（水）午後5時まで

新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、ご健康に配慮し、**総会会場へのご出席を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。**

議決権の行使につきましては、**インターネット・スマートフォン又は同封の議決権行使書を是非ご利用ください。**

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、招集通知の記載内容を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.khi.co.jp/ir/>）より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。



株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに感染された方々にお見舞い申し上げるとともに、不幸にもお亡くなりになられた方々に対し、お悔やみ申し上げます。また、感染拡大防止に向けて最前線で日夜奮闘されている医療関係の皆様、政府や自治体の皆様に心から敬意を表します。

さて、当社は5月12日に実施いたしました2019年度通期決算発表にて、期末配当の無配を公表いたしました。無配となりましたこと、及び年度末を過ぎての公表となったことにつきまして、お詫び申し上げます。

当社は、株主価値向上と配当による株主還元をバランス良く実施していくため、将来の業績見通しに加え、フリー・キャッシュ・フロー、負債資本倍率（D/Eレシオ）等の財務状況を総合的に勘案し、中長期的な連結配当性向の基準を30%としています。当年度は、この基本方針及び配当の安定性を総合的に勘案し、中間35円と期末35円を合わせ、1株当たり年間70円とする配当予想を公表しておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による世界的な経済活動の停滞により、特に、旅客需要が急減している航空宇宙システム事業や、外出規制及び個人消費低迷の影響を受けるモーターサイクル&エンジン事業において、当面の間、多大な影響を受けると見ております。

今後も極めて先行き不透明感の強い経営環境下での事業運営を余儀なくされることから、財務体質の強化と手元流動性の確保が喫緊の課題と考え、誠に申し訳なく存じますが、2019年度の配当を中間35円、期末0円の1株当たり年間35円とすることといたしました。

ポストコロナ社会に必要とされる製品・技術・サービスの開発に、当社グループの総力を挙げて取り組むなど、今後も価値ある製品を市場に提供し、一刻も早く復配できるよう取り組み、株主の皆様のご心配を払拭できるよう全力を尽くしてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長

金花芳則

株主各位

証券コード 7012

2020年6月10日

神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
(本社事務所)
神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

川崎重工業株式会社

取締役社長 金花 芳則

第197期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第197期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛等の様々な取り組みが展開され、感染症の抑制に一定の成果が出てまいりました。一方、緊急事態宣言が終了した段階においても、感染リスクが低減し、治療法の確立やワクチンの開発など、健康と安全・安心を確保できる段階に至るまで、長期にわたることが見込まれております。

当社としましては、監査等委員会設置会社への移行、これに伴う役員選任決議等を速やかに行う必要性が高いことを考慮し、慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、本株主総会を開催させていただくことといたしました。

当社は、株主総会を株主の皆様と直接対話できる貴重な場と考えておりますが、株主の皆様の生命、健康、安全を最優先しなければならないとも考えております。株主総会の開催に当たって様々な感染拡大防止策を講じていますが、多数の株主様が会場へ来場した場合、結果として3つの密（密閉・密集・密接）が生じてしまう懸念がありますので、**本株主総会につきましては、極力、インターネット・スマートフォン又は書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。**

なお、上記の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、5ページに記載のとおり、2020年6月24日（水）午後5時までにご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 2020年6月25日（木）午前10時（開場午前9時）

新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.khi.co.jp/ir/>）に掲載します。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のHPを必ずご確認くださいませようをお願いいたします。

場 所 神戸市中央区御幸通8丁目1番6号

神戸国際会館 こくさいホール [末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。]

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします（例年の定員が最大2,000席程度のところ、本年は最大250席程度）。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくご申しあげます。

目的事項 報告事項

1. 第197期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第197期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- （各議案の内容につきましては、後記の「株主総会参考書類」をご参照ください。）
-

株主総会招集手続に関するその他事項

1. ウェブ開示について

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、上記のウェブ開示対象書類は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

2. ウェブ修正について

事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト
<https://www.khi.co.jp/ir/>



3. 株主様以外のご入場について

株主様ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

4. 株主総会会場内での写真撮影・録画・録音について

株主総会会場内での写真撮影・録画・録音については、禁止とさせていただいておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

5. 当日の議事進行について

当日の議事進行は、日本語で行います。また、当社では通訳を用意しておりませんので、ご了承ください。

以上

議決権行使等についてのご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネット・スマートフォン又は同封書面により事前の議決権行使をいただき、株主様ご自身を含む来場株主の健康への影響等を十分考慮いただき、**株主総会当日のご来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。**

なお、議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じますので、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット・スマートフォンにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

株主総会へ出席しない場合



議決権行使書を郵送する場合

同封の議決権行使書に
各議案の賛否をご表示のうえ投函

行使期限 **2020年6月24日(水)**
午後5時到着分まで



インターネット等による 議決権行使の場合 (パソコン又はスマートフォン)

各議案の賛否をご入力
行使方法につきましては、6ページから7ページ
をお読みください。

行使期限 **2020年6月24日(水)**
午後5時入力分まで

株主総会へ出席する場合

同封の議決権行使書を会場受付へご提出
郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日 時 **2020年6月25日(木) 午前10時 (開場午前9時)**
[末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。]

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

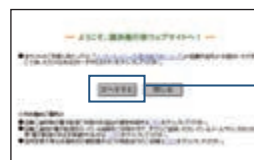
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ移動できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。なお、議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

1. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

2. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社

- ② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

3. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社「IC」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ご注意

1. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
2. 議決権の不統一行使を行う株主様は、株主總會の日の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

× ㄇ

第1号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、コーポレート・ガバナンス体制の強化につき継続的に取り組んでいます。今般、取締役会における経営戦略等の議論を充実させるとともに、経営環境の急速な変化へ迅速に対応しつつ、取締役会の監督機能をさらに強化することを目的として、取締役会の業務執行決定権限の相当部分を業務執行取締役へ委譲することが可能となる「監査等委員会設置会社」に移行いたします。

- ・これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ・また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限委譲に関する規定を新設するものであります。
- ・加えて、監査等委員である取締役等、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲について関連規定の変更を行うものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(2) 取締役及び執行役員の職務等の明確化に伴う見直し

当社では、2018年4月1日に、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化に向け、取締役会の監督機能と執行機能の分離を進めるため、役付取締役と執行役員体制の見直しを行いました。今般これをさらに進め、取締役、代表取締役、役付取締役、執行役員の職務及び役割の明確化を図るため、関連する規定の見直しを行うものであります。

(3) 事業目的の追加

当社では、水素サプライチェーンの構築及び医療用ロボットの開発が本格化しつつあり、事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第3条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

(4) その他全般に関する変更

その他、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

【ご参考】 監査等委員会設置会社の特徴

監査等委員会設置会社は、2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」により、株式会社に関して新たに設けられた機関設計です。

監査等委員会設置会社においては、監査役に代わり、監査等委員会が監査を担います。したがって、監査役及び監査役会は設置されません。監査等委員会は、3名以上の監査等委員である取締役で構成され、その過半数が社外取締役で占められます。

監査等委員である取締役は、取締役として取締役会における議決権を有しており、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除く。）に関与します。また、監査等委員会は、他の取締役の選解任や報酬について、株主総会において意見を述べるができる権限も有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能が強化されているといえます。

監査等委員会設置会社では、取締役会決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定款に定めることなどにより、取締役会は重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるため、こうした委任を行うことにより、取締役会の決定を待たずに、迅速かつ機動的な意思決定及び業務執行が可能となります。

【ご参考】 監査等委員会設置会社への移行後の体制

監査等委員会設置会社への移行に係る議案をご承認いただきますと、以下の体制となります。

現在の体制			➔	監査等委員会設置会社移行後の体制		
取締役 (11名)	社内 社外	名 8 3		取締役 (13名)	監査等委員以外の取締役	社内 社外
監査役 (5名)	社内 社外	2 3	監査等委員である取締役		社内 社外	2 3

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。
(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">以下に掲げるもの及びその部品の設計、建造、製造、据付、修理、解体並びに販売及び賃貸に関する事業 <p>(1)～(10) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <ol style="list-style-type: none">～3. (条文省略)<u>電気及び熱の供給に関する事業</u>～12. (条文省略) <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">取締役会<u>監査役</u><u>監査役会</u>会計監査人 <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が、取締役会の決議に基づき、これを招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"><u>社長に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの代表取締役が、これに代わる。 <p>(議 長)</p> <p>第17条 株主総会の議長は、社長又は会長が、取締役会の決定に従いこれにあたる。</p> <ol style="list-style-type: none">取締役会で決定した議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの代表取締役が、これに代わる。	<p>第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none">(現行どおり) <p>(1)～(10) (現行どおり)</p> <p>(11) <u>各種医療機器</u></p> <ol style="list-style-type: none">～3. (現行どおり)<u>電気、熱及びガスの供給に関する事業</u>～12. (現行どおり) <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">取締役会<u>監査等委員会</u>(削 除)会計監査人 <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役である</u>社長が、取締役会の決議に基づき、これを招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"><u>前項の取締役に欠員又は事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの代表取締役が、これに代わる。 <p>(議 長)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none">取締役会で決定した議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が、これに代わる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 議長は、株主総会の決議によって、会議の延期もしくは続行を行うことができる。この場合には、別に招集手続きを行うことを要しない。</p>	<p>③ (現行どおり)</p>
<p>(議事録) 第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (定 員) 第21条 当社の取締役は18名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役等及び取締役会 (定 員) 第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は12名以内とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>② 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p>
<p>(選任方法) 第22条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(選任方法) 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p>
<p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>
<p>(任 期) 第23条 取締役の任期は、選任後最初に招集する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任 期) 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後最初に招集する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長1名、副会長若干名、社長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役おのおの若干名を定めることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(社長の職務)</u> 第25条 <u>社長は、会社の業務を統理する。</u></p> <p>② <u>社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの代表取締役が、これに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第26条 取締役会は、社長がこれを招集し、<u>取締役会長がその議長となる。</u></p> <p>② 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が、これに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第27条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長1名を定めるほか、役付取締役を定めることができる。</u></p> <p><u>(執行役員及び役付執行役員)</u> 第24条 取締役会は、その決議によって、<u>執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させる。</u></p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>社長執行役員1名を定めるほか、役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、取締役である社長がこれを招集し、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がその議長となる。</u></p> <p>② 前項の取締役にそれぞれ欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が、これに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(取締役会の議事録)</u> 第29条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</u></p>	(削 除)
<p>(取締役会の運営) 第30条 (条文省略)</p>	(取締役会の運営) 第29条 (現行どおり)
<p>(報酬等) 第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(報酬等) 第30条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u>
<p>(取締役の責任免除) 第32条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(取締役の責任免除) 第31条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> <u>(定 員)</u> 第33条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p>	(削 除) (削 除)
<p><u>(選任方法)</u> 第34条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(任 期)</u> 第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(補欠監査役)</u></p> <p>第36条 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>② 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>④ 補欠監査役は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなった場合に監査役に就任する。</p> <p>⑤ 前項に基づき、補欠監査役が監査役に就任した際の当該監査役の任期は、補欠監査役に選任された時から起算して、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の運営)</u></p> <p>第40条 その他当会社の監査役会の運営に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(報酬等)</u> 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第42条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	(削 除)
(新 設)	<p>第5章 監査等委員会</p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前に各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
(新 設)	<p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>
(新 設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第33条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の運営)</u> 第34条 その他当会社の監査等委員会の運営に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第6章 会計監査人 第43条～第45条 (条文省略)</p> <p><u>(報酬等)</u> 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人 第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p><u>(報酬等)</u> 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計 算 第47条～第51条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算 第39条～第43条 (現行どおり)</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（11名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

なお、取締役候補者の選定は、28ページ記載の「取締役に求められる資質」に基づき取締役会において決定したものであり、独立社外役員を中心に構成する指名諮問委員会において妥当である旨の答申を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。


候補者番号	氏名	担当、重要な兼職の状況等	取締役会への出席状況（％）
1	金花 芳 則	社長、最高経営責任者	17回／17回（100％）
2	並木 祐 之	社長補佐、技術・生産・調達全般統括、TQM担当、総務担当、車両カンパニー担当	17回／17回（100％）
3	橋本 康 彦	社長補佐	17回／17回（100％）
4	山本 克 也	社長補佐、財務・人事全般統括、サステナビリティ推進担当、IR・コーポレートコミュニケーション担当	17回／17回（100％）
5	新任 中谷 浩	経営企画担当、デジタルトランスフォーメーション担当、船舶海洋カンパニー担当、技術開発本部長	一回／一回（ ー％）
6	社外 独立 田村 良明	DIC(株) 社外取締役	17回／17回（100％）
7	社外 独立 ジェニファー ロジャーズ	三井物産(株) 社外取締役 日産自動車(株) 社外取締役	16回／17回（ 94％）
8	新任 社外 独立 辻村 英雄		一回／一回（ ー％）

候補者 番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数 取締役会への出席状況(%)	略歴、地位及び担当 【重要な兼職の状況】
1	 <p>かね はな よしのり 金花 芳則 (1954年2月19日生) 21,500株 17回/17回 (100%)</p>	<p>1976年 4月 当社入社 2012年 6月 同 常務取締役 マーケティング本部長 2013年 6月 同 常務取締役 車両カンパニー プレジデント 2016年 4月 同 取締役副社長 社長補佐 2016年 6月 同 取締役社長 2018年 4月 同 取締役社長執行役員 最高経営責任者 (現任)</p>
<p>候補者とした理由</p>		
<p>金花氏は、当社において長年にわたり主に車両事業における技術・開発に関する業務、海外関連業務に従事し、2012年に当社常務取締役に、2016年4月に当社取締役副社長に、同年6月に当社取締役社長に就任しております。現在は取締役社長執行役員 最高経営責任者として優れたリーダーシップを発揮し、当社の事業伸長と企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、同氏を候補者といたしました。</p>		
2	 <p>なみ き すけ ゆき 並木 祐之 (1955年6月6日生) 8,600株 17回/17回 (100%)</p>	<p>1980年 4月 当社入社 2015年 4月 同 執行役員 航空宇宙カンパニー バイスプレジデント 2016年 4月 同 常務執行役員 航空宇宙カンパニー プレジデント 2018年 4月 同 常務執行役員 航空宇宙システムカンパニー プレジデント、生産全般統括 2018年 6月 同 取締役常務執行役員 航空宇宙システムカンパニー プレジデント 2019年 4月 同 取締役副社長執行役員 社長補佐、技術・生産・調達全般統括、品質管理担当、車両カンパニー担当 2020年 4月 同 取締役副社長執行役員 社長補佐、技術・生産・調達全般統括、TQM担当、総務担当、車両カンパニー担当 (現任)</p>
<p>候補者とした理由</p>		
<p>並木氏は、当社において長年にわたり主に航空宇宙事業における技術・開発に関する業務に従事し、2018年に当社取締役常務執行役員に就任しております。現在は取締役副社長執行役員として全社の技術・生産・調達全般を統括するとともに、全社のTQM、総務、車両カンパニーを担当し、当社の事業伸長と企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、同氏を候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数 取締役会への出席状況(%)	略歴、地位及び担当 【重要な兼職の状況】
3	 <p>はしもと やすひこ 橋本 康彦 (1957年5月15日生) 7,300株 17回/17回 (100%)</p>	<p>1981年 4月 当社入社</p> <p>2013年 4月 同 執行役員 精密機械カンパニー ロボットビジネスセンター長</p> <p>2016年 4月 同 常務執行役員 自動化推進担当、精密機械カンパニー ロボットビジネスセンター長</p> <p>2018年 4月 同 常務執行役員 精密機械・ロボットカンパニー プレジデント、自動化推進担当</p> <p>2018年 6月 同 取締役常務執行役員 精密機械・ロボットカンパニー プレジデント、自動化推進担当</p> <p>2020年 4月 同 取締役副社長執行役員 社長補佐 (現任)</p>


候補者とした理由

橋本氏は、当社において長年にわたり主にロボット事業における技術・開発に関する業務に従事し、2018年に当社取締役常務執行役員に、2020年に取締役副社長執行役員に就任しております。現在は取締役副社長執行役員として社長執行役員の業務執行全般を補佐し、当社の事業伸長と企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、同氏を候補者といたしました。

4	 <p>やまもと かつや 山本 克也 (1957年11月21日生) 7,600株 17回/17回 (100%)</p>	<p>1981年 4月 当社入社</p> <p>2015年 4月 同 執行役員 精密機械カンパニー 企画本部長</p> <p>2017年 4月 同 常務執行役員 企画本部長</p> <p>2017年 6月 同 常務取締役 企画本部長</p> <p>2018年 4月 同 取締役常務執行役員 企画本部長、リスクマネジメント担当</p> <p>2019年 4月 同 取締役常務執行役員 経営企画・IR・コーポレートコミュニケーション担当、船舶海洋カンパニー担当、企画本部長</p> <p>2020年 4月 同 取締役副社長執行役員 社長補佐、財務・人事全般統括、サステナビリティ推進担当、IR・コーポレートコミュニケーション担当 (現任)</p>
---	--	---


候補者とした理由

山本氏は、当社において長年にわたり主にプラント・環境事業及び精密機械事業における企画管理、財務経理に関する業務に従事し、2017年に当社常務取締役に、2020年に取締役副社長執行役員に就任しております。現在は取締役副社長執行役員として全社の財務・人事全般を統括するとともに、全社のサステナビリティ推進、IR、コーポレートコミュニケーションを担当し、当社の事業伸長と企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、同氏を候補者といたしました。

候補者 番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数 取締役会への出席状況(%)	略歴、地位及び担当 【重要な兼職の状況】
5 新任	 <p>な かに ひろし 中谷 浩 (1960年8月9日生) 2,900株 一回/一回 (一%)</p>	<p>1984年 4月 当社入社</p> <p>2016年 4月 同 執行役員 技術開発本部 副本部長 兼 技術研究所長</p> <p>2019年 4月 同 常務執行役員 技術開発本部長 兼 技術研究所長 兼 ものづくり推進センター長、IT戦略担当</p> <p>2020年 4月 同 常務執行役員 経営企画担当、デジタルトランスフォー メーション担当、船舶海洋カンパニー担当、技術開発 本部長 (現任)</p>


候補者とした理由

中谷氏は、当社において長年にわたり主に技術開発・企画に関する業務に従事し、2016年に当社執行役員に、2019年に当社常務執行役員に就任しております。現在は常務執行役員 技術開発本部長として優れたリーダーシップを発揮するとともに、全社の経営企画、デジタルトランスフォーメーション、船舶海洋カンパニーを担当し、当社の事業伸長と企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、同氏を新たに候補者としていたしました。

6 社外 独立	 <p>た むら よしあき 田村 良明 (1954年10月3日生) 800株 17回/17回 (100%)</p>	<p>1979年 4月 旭硝子(株) (現 AGC(株)) 入社</p> <p>2013年 3月 同 代表取締役 兼 専務執行役員 経営全般補佐 技術本部長 グループ改善活動補佐</p> <p>2014年 1月 同 ガラスカンパニー プレジデント</p> <p>2014年 3月 同 専務執行役員 ガラスカンパニー プレジデント</p> <p>2017年 1月 同 社長付</p> <p>2017年 3月 同 エグゼクティブフェロー (2019年3月 退任)</p> <p>2018年 3月 DIC(株) 社外取締役 (現任)</p> <p>2018年 6月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 DIC(株) 社外取締役</p>
---------------	--	--

候補者とした理由

田村氏は、旭硝子(株) (現 AGC(株)) 代表取締役兼専務執行役員 経営全般補佐 技術本部長 グループ改善活動補佐、同社専務執行役員 ガラスカンパニー プレジデント等を歴任し、そこで培われた豊富な経営経験とものづくりに関する高い見識に基づき、2018年より当社社外取締役として、業務執行から独立した立場で、当社経営の重要事項の決定に際し有用な意見・助言をいただいております。これらの点を踏まえ、社外取締役として適任であると判断したため、同氏を候補者としていたしました。

候補者 番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数 取締役会への出席状況(%)	略歴、地位及び担当 【重要な兼職の状況】
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">7</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">独立</p>	 <p style="text-align: center;">Jenifer Rogers ジェニファー ロジャーズ (1963年6月22日生) 1,000株 16回/17回 (94%)</p>	<p>1989年 9月 Haight Gardner Poor & Havens法律事務所（現 Holland & Knight LLP）入所</p> <p>1990年12月 弁護士登録（ニューヨーク州）</p> <p>1991年 2月 (株)日本興業銀行（現(株)みずほ銀行）入行（1994年11月 退行）</p> <p>1994年12月 メリルリンチ日本証券(株) 入社</p> <p>2000年11月 Merrill Lynch Europe Plc</p> <p>2006年 7月 Bank of America Merrill Lynch（香港）</p> <p>2012年 1月 Bank of America Merrill Lynch (NY)（2012年10月 退職）</p> <p>2012年11月 アシュリオンジャパン・ホールディングス(同) ゼネラル・カウンセ ル アジア(2014年11月よりバイスプレジデントを兼任)（現任）</p> <p>2015年 6月 三井物産(株) 社外取締役（現任）</p> <p>2018年 6月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2019年 6月 日産自動車(株) 社外取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 三井物産(株) 社外取締役 日産自動車(株) 社外取締役</p>

候補者とした理由

ロジャーズ氏は、長年にわたり国内外の金融機関において企業内弁護士、法務責任者として勤務し、そこで培われた豊富な国際経験と法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する高い見識に基づき、2018年より当社社外取締役として、業務執行から独立した立場で、当社経営の重要事項の決定に際し有用な意見・助言をいただいております。これらの点を踏まえ、社外取締役として適任であると判断したため、同氏を候補者としたしました。

<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">8</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">新任</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">独立</p>	 <p style="text-align: center;">つじむら ひでお 辻村 英雄 (1954年6月6日生) 0株 一回/一回 (一%)</p>	<p>1980年 4月 サントリー(株) 入社</p> <p>2004年 3月 同 取締役</p> <p>2009年 4月 サントリーホールディングス(株) 常務執行役員 同 R&D企画部長 知的財産部担当</p> <p>2015年 3月 同 専務取締役 サントリービジネスエキスパート(株)(現 サントリー MONOZUKURIエキスパート(株)) 代表取締役社長</p> <p>2015年 4月 サントリーホールディングス(株) 専務取締役 知的財産部・ R&D部門担当</p> <p>2017年 3月 サントリー食品インターナショナル(株) 取締役副社長</p> <p>2017年 4月 同 取締役副社長 MONOZUKURI本部長、R&D部長</p> <p>2020年 4月 同 常任顧問（現任） (公財)サントリー生命科学財団 理事長（現任）</p>
--	--	--

候補者とした理由

辻村氏は、サントリーホールディングス(株)専務取締役 知的財産部・R&D部門担当、サントリービジネスエキスパート(株)代表取締役社長、サントリー食品インターナショナル(株)取締役副社長 MONOZUKURI本部長 R&D部長等を歴任し、豊富な経営経験に加え、商品開発、知的財産に関する高い見識を有しておられ、社外取締役として業務執行の監督並びに企業価値向上に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、同氏を新たに候補者としたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田村良明氏、ジェニファー ロジャーズ氏及び辻村英雄氏は、社外取締役の候補者であります。
 3. 田村良明氏及びジェニファー ロジャーズ氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 4. 当社は、田村良明氏及びジェニファー ロジャーズ氏との間で会社法第427条第1項の規定により責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。第1号議案及び第2号議案が原案どおり可決されることを条件として、両氏の選任後、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 5. 第1号議案及び第2号議案が原案どおり可決されることを条件として、辻村英雄氏の選任後、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。
 6. 当社は、田村良明氏及びジェニファー ロジャーズ氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 7. 当社は、辻村英雄氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 8. 田村良明氏が過去に業務執行者であった旭硝子(株)(現AGC(株))は、当社の取引先にあたりますが、直近5事業年度における同社グループと当社グループとの年間平均取引額は、当該期間における同社グループ及び当社グループそれぞれの年間平均売上高の1%未満であることから、同氏の独立性に問題は無く、独立役員として適任であると判断しております。
 9. 辻村英雄氏が過去に業務執行者であったサントリー食品インターナショナル(株)は、当社の取引先ではありませんが、同社グループと当社グループにおいては、取引実績があります。しかし、直近5事業年度における年間平均取引額は、当該期間における同社グループ及び当社グループそれぞれの年間平均売上高の1%未満であることから、同氏の独立性に問題は無く、独立役員として適任であると判断しております。

【ご参考】

1. 「TQM」：「Total Quality Management」の略であり、総合品質管理のことを意味します。
2. 「サステナビリティ」：社会・環境の持続可能性を意味します。当社では、社会と環境の未来に貢献するというサステナブル経営をCSR、リスク、法務等の面から支え、これを推進します。
3. 「デジタルトランスフォーメーション」：ビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革することを意味します。

第3号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。


つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

なお、本議案は、監査役会の同意を得ております。加えて、監査等委員である取締役候補者の選定は、28ページ記載の「取締役に求められる資質」に基づき取締役会において決定したものであり、独立社外役員を中心に構成する指名諮問委員会において妥当である旨の答申を得ております。


監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	担当、重要な兼職の状況等	取締役会への出席状況 (%)
1	福間 克吉	常勤監査役		17回/17回 (100%)
2	猫島 明夫	常勤監査役		17回/17回 (100%)
3	社外独立 幸寺 覚	監査役(社外)	弁護士法人東町法律事務所 代表社員弁護士	17回/17回 (100%)
4	社外独立 石井 淳子	監査役(社外)	三井住友海上火災保険(株) 社外監査役 日鉄ソリューションズ(株) 社外取締役	17回/17回 (100%)
5	社外独立 齋藤 量一	監査役(社外)		14回/14回 (100%)

(注) 齋藤量一氏については、2019年6月26日監査役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しています。

候補者 番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数 取締役会への出席状況(%)	略歴、地位及び担当 【重要な兼職の状況】
1	 <p>ふくま かつよし 福間 克吉 (1957年12月5日生) 1,000株 17回/17回 (100%)</p> <p>候補者とした理由 福間氏は、当社において長年にわたり主に企画管理、財務経理に関する業務に従事し、2016年に当社監査役に就任しております。現在は当社常勤監査役 監査役会議長として当社の経営の健全性確保と企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、監査等委員である取締役として適任であると判断したため、同氏を候補者といたしました。</p>	<p>1981年 4月 当社入社 2010年10月 同 企画本部 関連企業総括部長 2014年 4月 同 企画本部 副本部長 兼 事業企画部長 2016年 6月 同 監査役 (現任)</p>
2	 <p>ねこしま あきお 猫島 明夫 (1958年9月30日生) 4,900株 17回/17回 (100%)</p> <p>候補者とした理由 猫島氏は、当社において財務経理・営業推進に関する業務、海外関連業務に従事し、2014年に当社執行役員に、2018年に当社監査役に就任しております。現在は当社常勤監査役として当社の経営の健全性確保と企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、監査等委員である取締役として適任であると判断したため、同氏を候補者といたしました。</p>	<p>1982年 4月 (株)第一勧業銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行 (2012年 4月 退行) 2012年 5月 当社入社 2013年 4月 同 マーケティング本部 海外総括部長 兼 欧州・中東・ アフリカ部長 2013年 7月 同 財務本部長 2014年 4月 同 執行役員 財務本部長 2016年 4月 同 執行役員 マーケティング本部長 2018年 4月 同 執行役員 監査役付 2018年 6月 同 監査役 (現任)</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数 取締役会への出席状況(%)	略歴、地位及び担当 【重要な兼職の状況】
<p style="font-size: 24pt; font-weight: bold;">3</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外 独立</p>	 <p style="text-align: center;">こうでら さとる 幸寺 覚 (1958年12月30日生) 1,100株 17回/17回(100%)</p>	<p>1991年 4月 弁護士登録 大白法律事務所 (現 弁護士法人東町法律事務所) 入所</p> <p>1993年 4月 東町法律事務所 パートナー弁護士</p> <p>2010年 6月 弁護士法人東町法律事務所 社員弁護士</p> <p>2013年 6月 当社 補欠監査役</p> <p>2015年 4月 兵庫県弁護士会 会長 (2016年3月 退任)</p> <p>2015年12月 弁護士法人東町法律事務所 代表社員弁護士 (現任)</p> <p>2016年 4月 日本弁護士連合会 副会長 (2017年3月 退任)</p> <p>2017年 6月 当社 社外監査役 (現任)</p>
<p>候補者とした理由</p> <p>幸寺氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、兵庫県弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長等を歴任し、弁護士としての豊富な経験と法務に関する高い見識に基づき、2017年より当社社外監査役として当社の経営の健全性確保と企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任であると判断したため、同氏を候補者といたしました。</p>		
<p style="font-size: 24pt; font-weight: bold;">4</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外 独立</p>	 <p style="text-align: center;">いし い あつこ 石井 淳子 (1957年11月17日生) 300株 17回/17回(100%)</p>	<p>1980年 4月 労働省 (現 厚生労働省) 入省</p> <p>2009年 7月 同 大阪労働局長</p> <p>2010年 7月 同 大臣官房審議官 (雇用均等・児童家庭、少子化対策担当)</p> <p>2012年 9月 同 雇用均等・児童家庭局長</p> <p>2014年 7月 同 政策統括官 (労働担当)</p> <p>2015年10月 同 社会・援護局長 (2016年6月 退官)</p> <p>2017年 6月 当社 社外監査役 (現任)</p> <p>2017年 6月 三井住友海上火災保険(株) 社外監査役 (現任)</p> <p>2019年 6月 日鉄ソリューションズ(株) 社外取締役 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 三井住友海上火災保険(株) 社外監査役 日鉄ソリューションズ(株) 社外取締役</p>
<p>候補者とした理由</p> <p>石井氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、厚生労働省において大阪労働局長、大臣官房審議官、雇用均等・児童家庭局長、政策統括官、社会・援護局長等の要職を歴任し、労働行政に関する豊富な経験と高い見識に基づき、2017年より当社社外監査役として当社の経営の健全性確保と企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任であると判断したため、同氏を候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数 取締役会への出席状況(%)	略歴、地位及び担当 【重要な兼職の状況】
<p style="font-size: 24pt; font-weight: bold;">5</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外 独立</p>	 <p style="text-align: center;">さいとう りょういち 齋藤 量一 (1950年2月3日生) 100株 14回/14回 (100%)</p> <p>候補者とした理由 齋藤氏は、日本精工(株)執行役常務 経営企画本部長、同社取締役 代表執行役専務 コーポレート経営本部長、危機管理委員会委員長等を歴任し、豊富な経営経験と経営企画・財務経理・リスクマネジメントに関する高い見識に基づき、2019年より当社社外監査役として当社の経営の健全性確保と企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任であると判断したため、同氏を候補者といたしました。</p>	<p>1974年 4月 日本精工(株) 入社</p> <p>2006年 6月 同 執行役常務 経営企画本部長</p> <p>2011年 6月 同 取締役 代表執行役専務 コーポレート経営本部長、 危機管理委員会委員長</p> <p>2013年 6月 同 特別顧問</p> <p>2016年 6月 同 理事 (2017年6月 退任)</p> <p>2019年 6月 当社 社外監査役 (現任)</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 幸寺覚氏、石井淳子氏及び齋藤量一氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 幸寺覚氏及び石井淳子氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 齋藤量一氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 第1号議案及び第3号議案が原案どおり可決されることを条件として、福岡克吉氏及び猫島明夫氏の選任後、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定により責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。
6. 当社は、幸寺覚氏、石井淳子氏及び齋藤量一氏との間で会社法第427条第1項の規定により責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。第1号議案及び第3号議案が原案どおり可決されることを条件として、各氏の選任後、当社は各氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、幸寺覚氏、石井淳子氏及び齋藤量一氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
8. 齋藤量一氏が過去に業務執行者であった日本精工(株)は、当社の取引先にあたりますが、直近5事業年度における同社グループと当社グループとの年間平均取引額は、当該期間における同社グループ及び当社グループそれぞれの年間平均売上高の1%未満であることから、同氏の独立性に問題は無く、独立役員として適任であると判断しております。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である社外取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案は、監査役会の同意を得ております。加えて、補欠の監査等委員である取締役候補者の選定は、28ページ記載の「取締役に求められる資質」に基づき取締役会において決定したものであり、独立社外役員を中心に構成する指名諮問委員会において妥当である旨の答申を得ております。

補欠の監査等委員である社外取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数	略歴及び地位 【重要な兼職の状況】
新任 社外 独立	つくい すずむ 津久井 進 (1969年5月3日生) 0株	1995年 4月 弁護士登録 神戸海都法律事務所 入所 1999年 4月 芦屋法律事務所 入所 2002年 4月 弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所 設立 同 代表社員弁護士 (現任) 2006年 4年 兵庫県弁護士会 副会長 (2007年3月 退任)
	候補者とした理由 津久井氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、兵庫県弁護士会副会長等を歴任し、弁護士として豊富な経験と法務に関する高い見識を有しておられ、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、監査等委員である社外取締役として独立した立場から当社の監査等において十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、同氏を候補者といたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 津久井進氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 第1号議案及び第4号議案が原案どおり可決されることを条件として、津久井進氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。
4. 津久井進氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準の要件を充たしておりますので、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

ご参考

【取締役求められる資質】

1. 当社グループの経営理念・ビジョンへの深い理解と共感を有すること。
2. 持続的成長と中長期的企業価値向上への貢献を果たせること。
3. 全社的視点を持ち、そのための豊富かつ幅広い経験、高い見識・専門性を有すること。
4. 取締役会の一員として独立した客観的立場から経営・業務執行を監督できること。
5. 能動的・積極的に権限を行使し、取締役会において、又は経営陣に対して、適切に意見を述べるができること。

※監査等委員である取締役については、監査の実効性を確保する観点から、当社事業に精通し、又は会社経営、法務、財務・会計、行政等の分野における高い見識・専門性を有すること、少なくとも1名に関しては財務・会計に関する相当程度の知見を有することとする。

【役員に関する独立性判断基準】

次の各号に掲げる事項全てに該当しない場合、独立性を満たすと判断しています。

1. 当該社外役員が、業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要な使用人として現在在籍している、又は過去10年間において在籍していた会社（当該会社が定める重要な子会社を含む）（以下、「出身会社」）が、当社グループと取引を行っている場合に、過去5事業年度の平均取引額が、当社グループ及び出身会社の過去5事業年度の平均売上高の2%を超える。
2. 当該社外役員が、法律、会計もしくは税務の専門家又はコンサルタント（法人格を有する場合は法人）として、当社グループから直接受領する報酬（当社役員としての報酬を除く）の過去5事業年度の平均額が、1,000万円を超える。
3. 当該社外役員が、業務執行役員を務めている非営利団体に対する当社グループからの寄附金等の過去5事業年度の平均額が、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入又は経常収支の2%を超える。
4. 当該社外役員の出身会社が、当社発行済株式総数の10%以上の株式を保有する主要株主である。
5. 当該社外役員の二親等内の親族が、前四号に定める条件に合致する者もしくは当社グループの業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要な使用人である。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2012年6月27日開催の第189期定時株主総会において、年額12億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、取締役員数の減少、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額8億円以内とさせていただきたいと存じます。

社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定額の「基本報酬」、業績に連動して決定する「業績連動報酬」、全額を役員持株会へ拠出する「株式購入資金」で構成します。社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、その職務の独立性という観点から業績連動を伴わず、「基本報酬」のみとします。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、8名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の員数、経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億2,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般の概況

当連結会計年度における当社グループの受注高は、航空宇宙システム事業、船舶海洋事業を中心に減少し、全体では1兆5,135億円と前年度を5%下回りました。売上高については、モーターサイクル&エンジン事業、エネルギー・環境プラント事業などが減収となる一方で、航空宇宙システム事業、車両事業などが増収となったことにより、全体では1兆6,413億円と前年度を3%上回りました。

利益面に関しては、営業利益は航空宇宙システム事業の増益や車両事業の改善があったものの、モーターサイクル&エンジン事業、精密機械・ロボット事業などが減益となったことにより、全体で620億円と前年度を3%下回りました。経常利益は、営業利益の減益があったものの、民間航空エンジンの運航上の問題に係る負担金の減少などにより、404億円と前年度を7%上回りました。親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の増益があったものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて繰延税金資産の一部取り崩しを行ったことなどにより、186億円と前年度を32%下回りました。

当社は、株主価値向上と配当による株主還元をバランス良く実施していくため、将来の業績見通しに加え、フリーキャッシュフロー、負債資本倍率（D/Eレシオ）等の財務状況を総合的に勘案し、中長期的な連結配当性向の基準を30%としています。

当社が2月6日に公表した2020年3月期連結業績予想の親会社株主に帰属する当期純利益250億円に対し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえて、期末に繰延税金資産の一部取り崩し等を行ったことにより、当期実績は186億円と減少しました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による世界的な経済活動の停滞により、当社においても多大な影響を受ける見込みであり、現時点においては、手元流動性を確保することが喫緊の課題と考え、遺憾ながら期末配当金を無配とすることといたします。

受注高

1兆5,135億円
(前年度比 5%減)

営業利益

620 億円
(前年度比 3%減)

売上高

1兆6,413億円
(前年度比 3%増)

経常利益

404 億円
(前年度比 7%増)

親会社株主に
帰属する
当期純利益

186 億円
(前年度比 32%減)

②事業部門別の状況

航空宇宙システム事業

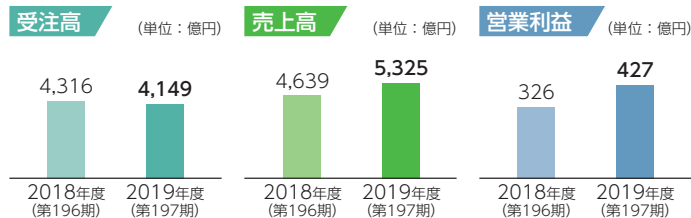
売上高構成比

32.4%

受注高は、民間航空エンジン分担製造品が増加したものの、防衛省向けや民間航空機向け分担製造品が減少したことにより、前期に比べ166億円減少の4,149億円となりました。

売上高は、防衛省向けや民間航空機向け分担製造品、民間航空エンジン分担製造品が増加したことなどにより、前期に比べ685億円増収の5,325億円となりました。

営業利益は、増収などにより、前期に比べ101億円増益の427億円となりました。



エネルギー・環境プラント事業

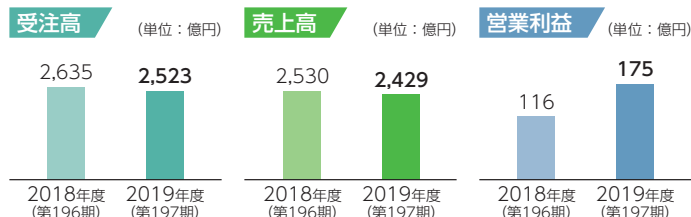
売上高構成比

14.7%

受注高は、国内向けごみ処理施設などの受注があったものの、国内向けLNGタンクや、国内向けコンバインドサイクル発電プラントをはじめとするエネルギー製品の大型案件を受注した前期に比べ111億円減少の2,523億円となりました。

売上高は、海外向け化学プラントの工事量増加はあったものの、エネルギー事業の減収などにより、前期に比べ100億円減収の2,429億円となりました。

営業利益は、減収があったものの、海外向け化学プラントでの採算改善などにより、前期に比べ59億円増益の175億円となりました。



トルクメニスタン向け ガス・ター・ガソリン (GTG) プラント

精密機械・ロボット事業

売上高構成比

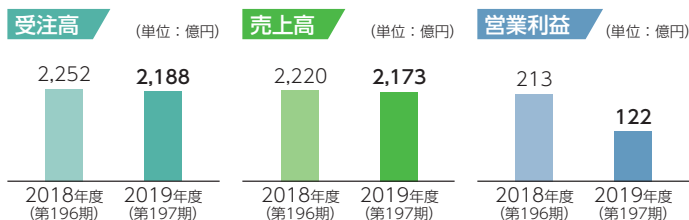
13.2%

受注高は、各種ロボットの増加はあったものの、建設機械市場向け油圧機器の減少により、前期に比べ63億円減少の2,188億円となりました。

売上高は、建設機械市場向け油圧機器の減少により、前期に比べ47億円減収の2,173億円となりました。

営業利益は、減収に加え、油圧機器の研究開発費の増加や、中国でのロボット生産台数の減少などにより、前期に比べ91億円減益の122億円となりました。

(注) 精密機械・ロボット事業における受注高の集計方法変更及び精緻化に伴い、2018年度(196期)の受注高を修正しております(従来2,224億円)。



大型ショベル用油圧機器・KJ155・BU015X

船舶海洋事業

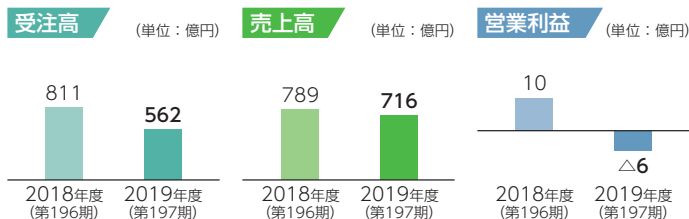
売上高構成比

4.3%

受注高は、LPG運搬船の受注はあったものの、防衛省向け潜水艦を受注した前期に比べ249億円減少の562億円となりました。

売上高は、LNG運搬船及びLPG運搬船の工事量減少などにより、前期に比べ72億円減収の716億円となりました。

営業損失は、新造船の減収及び操業差損の発生などにより、前期に比べ17億円悪化して6億円の営業損失となりました。



液化水素運搬船「すいそ ふろんていあ」

車両事業

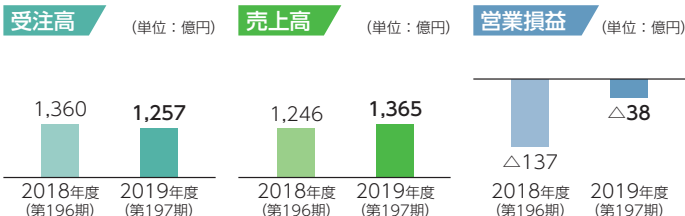
売上高構成比

8.3%

受注高は、新幹線車両や国内向け地下鉄車両の受注などはあったものの、米国向け車両などを受注した前期に比べ103億円減少の1,257億円となりました。

売上高は、海外向け部品の減少はあったものの、国内向けや米国向け車両が増加したことなどにより、前期に比べ118億円増収の1,365億円となりました。

営業損益は、一部案件における新型コロナウイルス感染拡大の影響による翌期への期ずれやコスト変動はあったものの、増収に加え、前期に発生した米国向け案件での一時的費用の減少などにより、前期に比べ99億円改善して38億円の営業損失となりました。



小田急電鉄株式会社向け 5000形新型通勤車両

モーターサイクル&エンジン事業

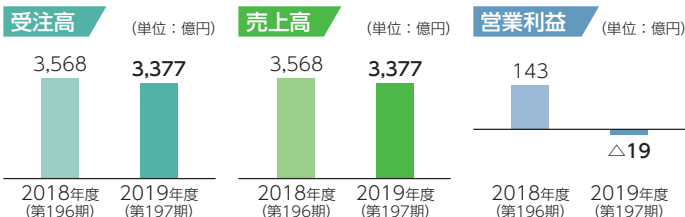
売上高構成比

20.5%

売上高は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に加え、前期に比べ対ユーロを始めとして為替レートが円高で推移したことなどにより、前期に比べ190億円減収の3,377億円となりました。

営業損益は、減収に加え、タイヤパーツ高による製造コストの増加や四輪車のリコールの影響などにより、前期に比べ163億円悪化して19億円の営業損失となりました。

(注) モーターサイクル&エンジン事業については、売上高をもって受注高としております。



Z H2

その他事業

売上高は、前期に比べ72億円増収の1,024億円となりました。
営業利益は、前期に比べ12億円減益の12億円となりました。

売上高構成比

6.2%

ご参考

i) 事業部門別受注高・売上高・営業損益

事業部門	受注高		売上高		営業損益	
	金額	対前年度 比増減	金額	対前年度 比増減	金額	対前年度 比増減
航空宇宙システム事業	4,149	△166	5,325	685	427	101
エネルギー・環境ソリューション事業	2,523	△111	2,429	△100	175	59
精密機械・ロボット事業	2,188	△63	2,173	△47	122	△91
船舶海洋事業	562	△249	716	△72	△6	△17
車両事業	1,257	△103	1,365	118	△38	99
モーターサイクル&エンジン事業	3,377	△190	3,377	△190	△19	△163
その他事業	1,075	133	1,024	72	12	△12
調整額	—	—	—	—	△53	4
合計	15,135	△752	16,413	465	620	△19

- (注) 1. 売上高は、外部顧客に対するものを記載しております。
2. 精密機械・ロボット事業における受注高の集計方法変更及び精緻化に伴い、2018年度(196期)の受注高を2,224億円から2,252億円に修正しております。
3. モーターサイクル&エンジン事業については、売上高をもって受注高としております。

ii) ROIC・ROE

	第196期	第197期
ROIC	4.5%	4.2%
ROE	5.8%	4.0%

- (注) 1. ROIC (投下資本利益率) = EBIT (税前利益+支払利息) ÷ 期末投下資本 (借入債務+自己資本)
2. ROE (自己資本利益率) = 親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ {(前期末自己資本+当期末自己資本) ÷ 2}

iii) キャッシュ・フローの概要

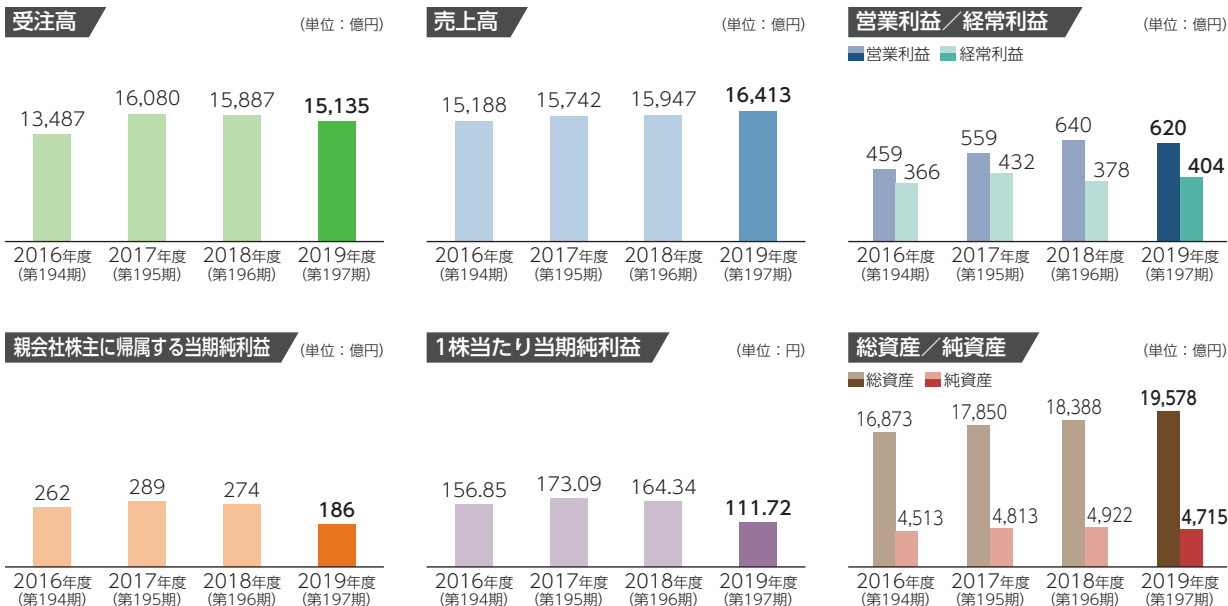
	第196期	第197期
営業キャッシュ・フロー	1,097	△154
投資キャッシュ・フロー	△853	△694
財務キャッシュ・フロー	△197	1,158

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第194期	第195期	第196期	第197期 (当連結会計年度)
受 注 高 (億円)	13,487	16,080	15,887	15,135
売 上 高 (億円)	15,188	15,742	15,947	16,413
営 業 利 益 (億円)	459	559	640	620
経 常 利 益 (億円)	366	432	378	404
親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)	262	289	274	186
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	156円85銭	173円09銭	164円34銭	111円72銭
総 資 産 (億円)	16,873	17,850	18,388	19,578
純 資 産 (億円)	4,513	4,813	4,922	4,715

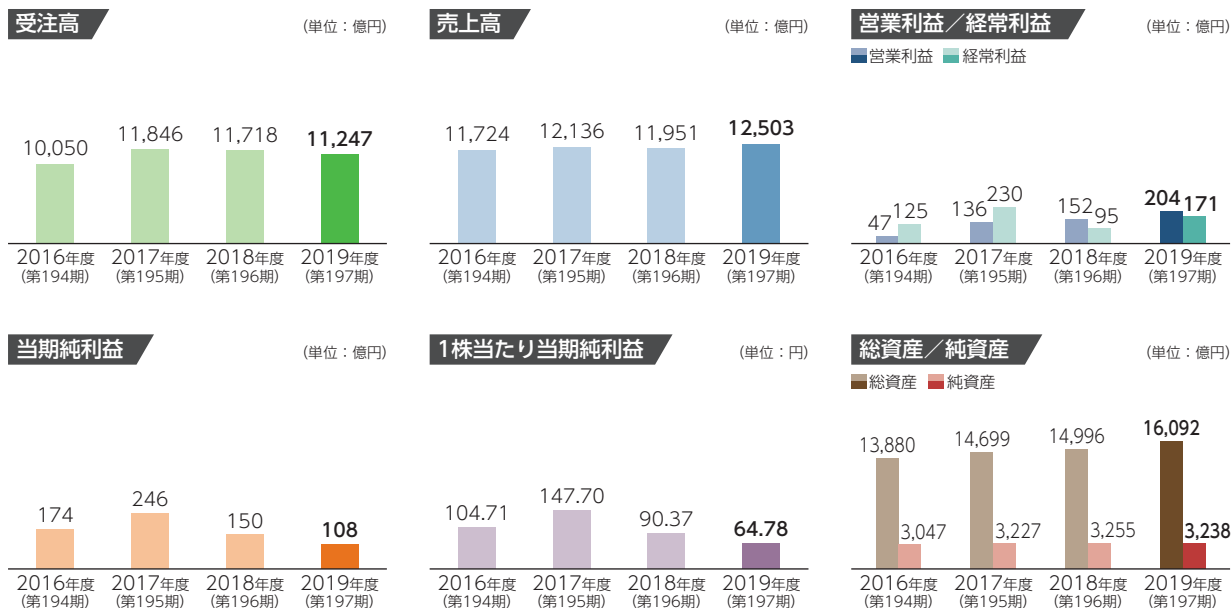
(注) 1. 当社は、2017年6月28日開催の第194期定時株主総会の決議に基づき、同年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行いました。第194期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 精密機械・ロボット事業における受注高の集計方法変更及び精緻化に伴い、2018年度(196期)の受注高を修正しております(従来15,859億円)。



②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第194期	第195期	第196期	第197期 (当期)
受 注 高 (億円)	10,050	11,846	11,718	11,247
売 上 高 (億円)	11,724	12,136	11,951	12,503
営 業 利 益 (億円)	47	136	152	204
経 常 利 益 (億円)	125	230	95	171
当 期 純 利 益 (億円)	174	246	150	108
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	104円71銭	147円70銭	90円37銭	64円78銭
総 資 産 (億円)	13,880	14,699	14,996	16,092
純 資 産 (億円)	3,047	3,227	3,255	3,238

(注) 当社は、2017年6月28日開催の第194期定時株主総会の決議に基づき、同年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行いました。第194期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。



(3) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

[中長期的な会社の経営戦略・対処すべき課題]

当社グループは、昨年、持続的な成長と中長期的な価値向上を目指し2021年度を最終年度とする中期経営計画（以下、中計2019）を公表しました。中計2019の基本方針である「自律的事業経営と全社的企業統治」の両立を図るため、2020年4月から従来のビジネスユニットをディビジョンとして統合・再編するとともに、ディビジョン毎に業務執行責任者としてディビジョン長を配置しました。また、6月末から取締役会の監督機能の強化を目的に監査等委員会設置会社へ移行いたします。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各事業を取り巻く環境が大きく変化していることから、現在の事業環境や市場環境を見据え、中計2019の最終年度である2021年度の数値目標については取り下げました。一方で、収益力向上、フリー・キャッシュ・フロー改善、バリューチェーンにも着目したビジネスモデルの転換、品質管理体制の強化、組織・風土改革等の中長期的な施策は着実に実行するとともに、市場回復局面における事業挽回の機会にも備えるため、ポストコロナ社会に必要とされる製品・技術・サービスの開発に経営資源をシフトしていきます。

[経営環境、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題]

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による世界的な経済活動の停滞により、当社グループにおいても販売機会の減少、商談の延期、一部事業所における一時的な操業停止、サプライチェーンの混乱等、当社グループの事業活動に様々な影響が出ております。特に、旅客需要が急減している航空宇宙システム事業や、外出規制及び個人消費低迷の影響を受けるモーターサイクル&エンジン事業において大きな影響を受けると予測され、2021年3月期の連結業績は赤字となる可能性があります。

このような状況を踏まえ、経営資源の投入については案件を厳選するとともに、過剰在庫の回避、固定費削減、資産圧縮等の対応策を早急に進めていきます。また、金融市場の混乱等の不測の事態に備え、十分な資金調達を早めに行うなど手元流動性の確保に努めていきます。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 設備投資等の状況

当社グループでは、主に航空宇宙システム事業や精密機械・ロボット事業で、増産対応のための設備や、モーターサイクル&エンジン事業で新機種対応のための設備を中心に設備投資を実施しました。その結果、当連結会計年度の設備投資額は、704億円（無形固定資産に係るものを含む）となりました。なお、所要資金については、自己資金、借入金等によります。

各事業における主な投資内容は以下のとおりです。

事業部門	主要投資内容	当連結会計年度 投資金額
航空宇宙システム事業	航空機及びジェットエンジン等の増産対応設備及び新機種・新製品対応設備など	億円 251
エネルギー・環境プラント事業	産業機械生産合理化設備など	30
精密機械・ロボット事業	油圧機器及び産業用ロボットの増産対応設備など	128
船舶海洋事業	船舶建造合理化設備など	13
車両事業	車両増産対応設備など	27
モーターサイクル&エンジン事業	二輪車等の新機種・新製品対応設備など	213
その他事業	研究開発用設備及び情報設備など	40
合計		704

(9) 資金調達の状況

当連結会計年度は、長期借入金240億円、国内無担保普通社債400億円及び短期借入金などの調達を行い、長期借入金の約定弁済、設備資金、運転資金等に充当たりました。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高		
	長期	短期	合計
(株)みずほ銀行	50	427	477
(株)三井住友銀行	75	216	291
三井住友信託銀行(株)	135	66	201
(株)三菱UFJ銀行	45	116	161
農林中央金庫	7	142	149

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

i) 国内

会社名 (所在地)	資本金	当社持株比率	事業内容
川重商事(株) (兵庫県神戸市)	600百万円	70%	各種産業用機械類・石油・鋼材・空調機器等の販売
(株)カワサキマシシステムズ (大阪府大阪市)	350百万円	100%	汎用ガスタービン、その他産業機械の販売・修理・アフターサービス
日本飛行機(株) (神奈川県横浜市)	6,048百万円	100%	航空機部分品・標的システム・ロケット部分品・宇宙機器・海洋機器の製造、航空機の修理・整備及び改造
(株)カワサキモーターズジャパン (兵庫県明石市)	100百万円	100%	二輪車、PWC [ジェットスキー®]、汎用ガソリンエンジン、エンジン部品の国内総販売元
川重冷熱工業(株) (滋賀県草津市)	1,460百万円	83%	ボイラ・空調機器・吸収式ヒートポンプ等の製造・販売・据付工事・アフターサービス
(株)アーステクニカ (東京都千代田区)	1,200百万円	100%	破碎機・粉砕機・鋳造製品等の設計・製造・販売、土木・建築・機械器具設置工事等の設計・施工・監理
(株)NICHIJO (北海道札幌市)	120百万円	75%	除雪機械、産業用車両等の設計・製造・販売

(注) 1. PWCは、「パーソナルウォータークラフト」の略であります。
2. 「ジェットスキー®」は、川崎重工業(株)の登録商標であります。

ii) 国外

会社名 (所在地)	資本金	当社持株比率	事業内容
Kawasaki Motors Corp., U.S.A. (アメリカ)	165百万米ドル	100%	アメリカ・中南米における二輪車、ATV、多用途四輪車、PWC「ジェットスキー®」、汎用ガソリンエンジンの販売
Kawasaki Motors Manufacturing Corp., U.S.A. (アメリカ)	170百万米ドル	100%	PWC「ジェットスキー®」、UV、ATV、ATV/UV用リム、汎用エンジン及び車両、航空機ドアの製造
Kawasaki Motors Europe N.V. (オランダ)	64百万ユーロ	100%	欧州における二輪車、ATV、多用途四輪車、PWC「ジェットスキー®」、汎用ガソリンエンジンの販売
Kawasaki Motors Enterprise (Thailand) Co., Ltd. (タイ)	1,900百万バーツ	100%	タイにおける二輪車の製造・販売
Kawasaki Rail Car, Inc. (アメリカ)	60百万米ドル	(注3)	鉄道車両の製造・販売・サービス・エンジニアリング
Kawasaki Motors(Phils.)Corporation (フィリピン)	101百万ペソ	50%	フィリピンにおける二輪車の製造・販売
川崎精密機械商貿(上海)有限公司 (中国)	400百万円	100%	中国における精密機械製品の販売・サービス
川崎精密機械(蘇州)有限公司 (中国)	3,000百万円	100%	建設機械用油圧ポンプ・油圧モータ、船用油圧製品、産業用ロボットの製造
Kawasaki Robotics(USA), Inc. (アメリカ)	1百万米ドル	(注4)	米州における産業用ロボットの販売・サービス
PT. Kawasaki Motor Indonesia (インドネシア)	80百万米ドル	90%	インドネシアにおける二輪車の製造・販売
Flutek, Ltd. (韓国)	1,310百万ウォン	50%	韓国における建設機械用油圧製品、船用油圧製品の製造・販売・サービス
川崎機器人(昆山)有限公司 (中国)	1,680百万円	100%	産業用ロボット部品・周辺機器の調達業務
川崎機器人(天津)有限公司 (中国)	200百万円	100%	中国における産業用ロボットの販売・サービス

(注) 1. ATVは、「四輪バギー車」の略であります。

2. UVは、「ユーティリティビークル」の略であります。

3. Kawasaki Rail Car, Inc.は、Kawasaki Motors Manufacturing Corp., U.S.A.の完全子会社であります。

4. Kawasaki Robotics (USA), Inc.は、Kawasaki Motors Corp., U.S.A.の完全子会社であります。

5. 連結子会社は、重要な子会社20社(国内7社、国外13社)を含め96社、持分法適用会社は17社であります。

③企業結合の状況

該当事項はありません。

(12) 企業集団の主要な事業内容及び従業員の状況

事業部門	主要事業	従業員数 (名)
航空宇宙システム事業	航空機、航空機用エンジン等の製造・販売	8,101
エネルギー・環境プラント事業	エネルギー関連機器・システム、船用推進関連機器・システム、産業機械、環境装置、低温貯槽装置、水素関連設備、破碎機等の製造・販売	6,018
精密機械・ロボット事業	油圧機器、産業用ロボット等の製造・販売	3,895
船舶海洋事業	船舶等の製造・販売	2,364
車両事業	鉄道車両、除雪機械等の製造・販売	3,511
モーターサイクル&エンジン事業	二輪車、ATV、多用途四輪車、PWC「ジェットスキー®」、汎用ガソリンエンジン等の製造・販売	9,320
その他事業	商業、販売・受注の仲介・斡旋、福利施設の管理等	1,926
全社共通	(本社管理部門・研究開発部門等)	1,197
合計	—	36,332

(注) 1. 国内の従業員の合計は26,616名、海外の従業員の合計は9,716名であります。
2. 当社の従業員数は17,218名 (平均年齢 39.0歳、平均勤続年数 13.9年) であります。

(13) 企業集団の主要な営業所及び工場

		名称及び所在地
主要な営業所	本社	神戸本社 (神戸市)、東京本社 (東京都港区) 以上2か所
	支社	北海道支社 (札幌市)、東北支社 (仙台市)、中部支社 (名古屋市)、関西支社 (大阪市)、中国支社 (広島市)、九州支社 (福岡市)、沖縄支社 (沖縄県那覇市) 以上7か所
工場等		岐阜工場 (岐阜県各務原市)、名古屋第一工場 (愛知県弥富市)、名古屋第二工場 (愛知県海部郡)、神戸工場、兵庫工場、西神戸工場、西神戸工場 (以上神戸市)、明石工場 (兵庫県明石市)、加古川工場 (兵庫県加古川市)、播磨工場 (兵庫県加古郡)、坂出工場 (香川県坂出市)、技術研究所 (兵庫県明石市) 以上12か所

なお、重要な子会社の主要な営業所の所在地につきましては、「(11) 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりです。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

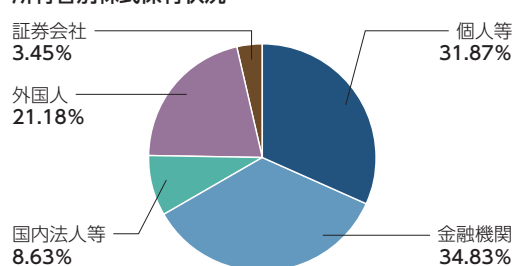
(1) 発行可能株式総数 336,000,000株

(2) 発行済株式の総数 167,080,532株
(自己株式36,587株を含む)

(3) 株主数 112,648名

(4) 大株主 (上位10名)

所有者別株式保有状況



株主名	所有株式数		持株比率
	千株	%	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,525	6.8	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,569	4.5	
日本生命保険相互会社	5,751	3.4	
株式会社みずほ銀行	4,176	2.5	
川崎重工共栄会	3,916	2.3	
川崎重工従業員持株会	3,790	2.2	
BNYMSANV AS AGENT / CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	3,576	2.1	
J F E スチール株式会社	3,539	2.1	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	3,270	1.9	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	3,168	1.8	

(注) 持株比率は自己株式 (36,587株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中において使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当、重要な兼職の状況等
取締役会長	村 山 滋	
代表取締役社長	金 花 芳 則	最高経営責任者
代表取締役	富 田 健 司	社長補佐、財務・人事全般統括
代表取締役	並 木 祐 之	社長補佐、技術・生産・調達全般統括、品質管理担当、車両カンパニー担当
取締役	渡 辺 達 也	エネルギー・環境プラントカンパニー プレジデント
取締役	山 本 克 也	経営企画・IR・コーポレートコミュニケーション担当、船舶海洋カンパニー担当、企画本部長
取締役	橋 本 康 彦	精密機械・ロボットカンパニー プレジデント、自動化推進担当
取締役	下 川 広 佳	航空宇宙システムカンパニー プレジデント
取締役(社外)	米 田 道 生	住友化学(株) 社外監査役 朝日放送グループホールディングス(株) 社外取締役 監査等委員 TOYO TIRE(株) 社外取締役
取締役(社外)	田 村 良 明	DIC(株) 社外取締役
取締役(社外)	ジェニファー ロジャーズ	三井物産(株) 社外取締役 日産自動車(株) 社外取締役
常勤監査役	福 間 克 吉	
常勤監査役	猫 島 明 夫	
監査役(社外)	幸 寺 覚	弁護士法人東町法律事務所 代表社員弁護士
監査役(社外)	石 井 淳 子	三井住友海上火災保険(株) 社外監査役 日鉄ソリューションズ(株) 社外取締役
監査役(社外)	齋 藤 量 一	

- (注) 1. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 当事業年度中に、第196期定時株主総会終結の時をもって、取締役 石川主典、太田和男、及び監査役 鳥住孝司の各氏が退任しました。
3. 2020年4月1日付けで取締役の地位が変更となり、代表取締役 富田健司氏は取締役に、取締役 橋本康彦氏及び山本克也氏は代表取締役となりました。
4. 監査役 福間克吉氏は、長年、当社において管理・経理業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役 猫島明夫氏は、長年、当社並びに(株)みずほ銀行(その前身である(株)第一勧業銀行を含む)において、財務・経理業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	米田 道生	住友化学(株) 社外監査役	特別の関係はありません。
		朝日放送グループホールディングス(株) 社外取締役 監査等委員	
		TOYO TIRE(株) 社外取締役	
	田村 良明	DIC(株) 社外取締役	
	ジェニファーク ロジャーズ	三井物産(株) 社外取締役 日産自動車(株) 社外取締役	
監査役	石井 淳子	三井住友海上火災保険(株) 社外監査役	
		日鉄ソリューションズ(株) 社外取締役	

③当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

④当事業年度中の主な活動状況

地位	氏名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
取締役	米田 道生	16回/17回	—	主に日本取引所グループにおける豊富な経営経験と専門的知見からの発言を行っています。
	田村 良明	17回/17回	—	主に企業経営における豊富な経験と専門的知見からの発言を行っています。
	ジェニファーク ロジャーズ	16回/17回	—	主に国内外の金融機関における豊富な国際経験と専門的知見からの発言を行っています。
監査役	幸寺 覚	17回/17回	17回/17回	主に弁護士としての豊富な経験と専門的見地からの発言を行っています。
	石井 淳子	17回/17回	17回/17回	主に厚生労働分野における豊富な行政経験と専門的知見からの発言を行っています。
	齋藤 量一	14回/14回	13回/13回	主に企業経営における豊富な経験と専門的知見からの発言を行っています。

(注) 監査役 齋藤量一氏については、2019年6月26日監査役就任後に開催された取締役会及び監査役会の出席状況を記載しています。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 米田道生、田村良明及びジェニファールジャーズ並びに監査役 幸寺覚、石井淳子及び齋藤量一の各氏との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれが高い額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
		基本報酬	業績連動報酬	株式購入資金
取締役 13名	百万円 570	百万円 425	百万円 85	百万円 58
監査役 6名	108	108	—	—
合計 19名 (うち社外) 7名	678 (76)	533 (76)	85 (—)	58 (—)

(注) 1. 取締役の報酬額は、年額1,200百万円以内であります（2012年6月27日開催の第189期定時株主総会において決議）。

2. 監査役の報酬額は、年額120百万円以内であります（2017年6月28日開催の第194期定時株主総会において決議）。

(4) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社取締役及び監査役の報酬については、企業業績と企業価値の持続的な向上及び優秀な人財の確保を目的として、各役員の職責に見合った報酬体系としております。

社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式購入資金で構成しております。このうち業績連動報酬は経営目標達成へのインセンティブを目的として、全社及びカンパニーの利益、ROICに連動して決定することとしております。また、株式購入資金は株主との価値共有及び中長期的な企業価値向上へのインセンティブを目的として毎月定額を支給しており、その全額を役員持株会へ拠出し、当社株式を継続的に取得することとしております。

社外取締役の報酬は、その職務の独立性という観点から業績連動を伴わない固定報酬としております。

取締役の報酬は、独立社外役員を主要な構成員とし、かつ議長を社外取締役とする報酬諮問委員会における審議結果を踏まえ、取締役会の委任を受けて社長が社内規程に従って決定しております。

監査役の報酬は、その職務の独立性という観点から業績連動を伴わない固定報酬とし、監査役会にて決定しております。

なお、上記取締役及び監査役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬枠の範囲内に収まるように設定し、運用しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	190百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	239百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などの妥当性を確認し、検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額で記載しております。
3. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。

(3) 非監査業務の内容

経理周辺業務に関するアドバイザー報酬、「収益認識に関する会計基準」への対応に係る助言などの、会計に関するコンサルティング業務等

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

また、監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性、監査体制、職務遂行状況等を総合的に評価し、変更の必要があると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切捨てております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科目            | 金額               |
|---------------|------------------|
| <b>資産の部</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>   | <b>1,258,781</b> |
| 現金及び預金        | 106,108          |
| 受取手形及び売掛金     | 473,204          |
| 商品及び製品        | 75,042           |
| 仕掛品           | 426,256          |
| 原材料及び貯蔵品      | 130,359          |
| その他           | 51,176           |
| 貸倒引当金         | △3,367           |
| <b>固定資産</b>   | <b>699,063</b>   |
| 有形固定資産        | 482,570          |
| 建物及び構築物(純額)   | 193,931          |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 151,196          |
| 土地            | 62,183           |
| リース資産(純額)     | 2,694            |
| 建設仮勘定         | 15,959           |
| その他(純額)       | 56,604           |
| 無形固定資産        | 21,358           |
| 投資その他の資産      | 195,134          |
| 投資有価証券        | 12,035           |
| 退職給付に係る資産     | 135              |
| 繰延税金資産        | 70,598           |
| その他           | 114,203          |
| 貸倒引当金         | △1,838           |
| <b>資産合計</b>   | <b>1,957,845</b> |

| 科目                        | 金額               |
|---------------------------|------------------|
| <b>負債の部</b>               |                  |
| <b>流動負債</b>               | <b>947,726</b>   |
| 支払手形及び買掛金                 | 261,159          |
| 電子記録債務                    | 110,526          |
| 短期借入金                     | 166,188          |
| 1年内償還予定の社債                | 20,000           |
| リース債務                     | 1,542            |
| 未払法人税等                    | 6,116            |
| 販売促進引当金                   | 12,174           |
| 賞与引当金                     | 22,032           |
| 保証工事引当金                   | 14,454           |
| 受注工事損失引当金                 | 11,464           |
| 前受金                       | 148,610          |
| その他                       | 173,456          |
| <b>固定負債</b>               | <b>538,556</b>   |
| 社債                        | 160,000          |
| 長期借入金                     | 188,859          |
| リース債務                     | 873              |
| 繰延税金負債                    | 796              |
| 退職給付に係る負債                 | 129,846          |
| 民間航空エンジンの<br>運航上の問題に係る引当金 | 15,689           |
| その他                       | 42,491           |
| <b>負債合計</b>               | <b>1,486,283</b> |
| <b>純資産の部</b>              |                  |
| <b>株主資本</b>               | <b>485,520</b>   |
| 資本金                       | 104,484          |
| 資本剰余金                     | 54,542           |
| 利益剰余金                     | 326,626          |
| 自己株式                      | △133             |
| その他の包括利益累計額               | △29,892          |
| その他有価証券評価差額金              | 1,636            |
| 繰延ヘッジ損益                   | △272             |
| 為替換算調整勘定                  | △11,311          |
| 退職給付に係る調整累計額              | △19,946          |
| <b>非支配株主持分</b>            | <b>15,934</b>    |
| <b>純資産合計</b>              | <b>471,562</b>   |
| <b>負債・純資産合計</b>           | <b>1,957,845</b> |

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科目                        | 金額               |
|---------------------------|------------------|
| <b>売上高</b>                | <b>1,641,335</b> |
| <b>売上原価</b>               | <b>1,370,809</b> |
| 売上総利益                     | 270,526          |
| 販売費及び一般管理費                | 208,463          |
| 営業利益                      | 62,063           |
| <b>営業外収益</b>              | <b>9,686</b>     |
| 受取利息                      | 695              |
| 受取配当金                     | 288              |
| 持分法による投資利益                | 1,255            |
| 違約金収入                     | 2,784            |
| 受取保険金                     | 1,191            |
| その他                       | 3,469            |
| <b>営業外費用</b>              | <b>31,319</b>    |
| 支払利息                      | 3,615            |
| 為替差損                      | 8,479            |
| 民間航空エンジンの<br>運航上の問題に係る負担金 | 11,500           |
| その他                       | 7,725            |
| <b>経常利益</b>               | <b>40,429</b>    |
| <b>特別利益</b>               | <b>1,277</b>     |
| 固定資産売却益                   | 1,277            |
| <b>特別損失</b>               | <b>2,383</b>     |
| 事業撤退損                     | 2,383            |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>        | <b>39,323</b>    |
| 法人税、住民税及び事業税              | 10,546           |
| <b>法人税等調整額</b>            | <b>8,500</b>     |
| <b>当期純利益</b>              | <b>20,276</b>    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益           | 1,614            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           | 18,662           |

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

| 科目          | 金額               | 科目                        | 金額               |
|-------------|------------------|---------------------------|------------------|
| <b>資産の部</b> |                  | <b>負債の部</b>               |                  |
| <b>流動資産</b> | <b>979,474</b>   | <b>流動負債</b>               | <b>817,826</b>   |
| 現金及び預金      | 69,605           | 支払手形                      | 4,896            |
| 受取手形        | 10,048           | 電子記録債権                    | 96,349           |
| 売掛金         | 387,664          | 買掛金                       | 216,555          |
| 原材料及び貯蔵品    | 89,121           | 短期借入金                     | 173,804          |
| 仕掛品         | 362,713          | 未払金                       | 29,865           |
| 前渡金         | 17,328           | 未払費用                      | 62,938           |
| 前払費用        | 2,306            | 未払法人税等                    | 837              |
| その他         | 40,811           | 前受金                       | 114,927          |
| 貸倒引当金       | △125             | 賞与引当金                     | 14,681           |
| <b>固定資産</b> | <b>629,731</b>   | 保証工事引当金                   | 11,724           |
| 有形固定資産      | 354,359          | 受注工事損失引当金                 | 10,913           |
| 建物          | 121,278          | リース債務                     | 1,281            |
| 構築物         | 19,797           | その他                       | 79,053           |
| ドック船台       | 2,455            | <b>固定負債</b>               | <b>467,542</b>   |
| 機械及び装置      | 112,947          | 社債                        | 160,000          |
| 船舶          | 125              | 長期借入金                     | 188,856          |
| 航空機         | 256              | リース債務                     | 296              |
| 車両運搬具       | 1,660            | 退職給付引当金                   | 67,862           |
| 工具、器具及び備品   | 47,856           | 民間航空エンジンの<br>運航上の問題に係る引当金 | 15,689           |
| 土地          | 35,217           | その他                       | 34,838           |
| リース資産       | 1,707            | <b>負債合計</b>               | <b>1,285,369</b> |
| 建設仮勘定       | 11,057           | <b>純資産の部</b>              |                  |
| 無形固定資産      | 16,297           | <b>株主資本</b>               | <b>323,068</b>   |
| ソフトウェア      | 8,789            | 資本金                       | 104,484          |
| その他         | 7,508            | 資本剰余金                     | 52,210           |
| 投資その他の資産    | 259,074          | 資本準備金                     | 52,210           |
| 投資有価証券      | 9,948            | その他資本剰余金                  | -                |
| 関係会社株式      | 115,618          | 利益剰余金                     | 166,506          |
| 関係会社出資金     | 42,477           | その他利益剰余金                  | 166,506          |
| 関係会社長期貸付金   | 9,500            | 特別償却準備金                   | 1,742            |
| 破産更生債権等     | 1,318            | 固定資産圧縮積立金                 | 9,967            |
| 繰延税金資産      | 53,010           | 繰越利益剰余金                   | 154,796          |
| その他         | 28,443           | 自己株式                      | △133             |
| 貸倒引当金       | △1,243           | <b>評価・換算差額等</b>           | <b>768</b>       |
| <b>資産合計</b> | <b>1,609,205</b> | その他有価証券評価差額金              | 1,059            |
|             |                  | 繰延ヘッジ損益                   | △290             |
|             |                  | <b>純資産合計</b>              | <b>323,836</b>   |
|             |                  | <b>負債・純資産合計</b>           | <b>1,609,205</b> |

## 損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

(単位 百万円)

| 科目                        | 金額               |
|---------------------------|------------------|
| <b>売上高</b>                | <b>1,250,354</b> |
| <b>売上原価</b>               | <b>1,113,924</b> |
| 売上総利益                     | 136,430          |
| <b>販売費及び一般管理費</b>         | <b>115,966</b>   |
| 営業利益                      | 20,463           |
| <b>営業外収益</b>              | <b>24,956</b>    |
| 受取利息                      | 392              |
| 受取配当金                     | 18,639           |
| 違約金収入                     | 2,784            |
| その他                       | 3,139            |
| <b>営業外費用</b>              | <b>28,279</b>    |
| 支払利息                      | 1,502            |
| 為替差損                      | 7,840            |
| 固定資産除却損                   | 1,565            |
| 民間航空エンジンの<br>運航上の問題に係る負担金 | 11,500           |
| その他                       | 5,871            |
| <b>経常利益</b>               | <b>17,141</b>    |
| <b>特別利益</b>               | <b>1,277</b>     |
| 固定資産売却益                   | 1,277            |
| <b>特別損失</b>               | <b>1,514</b>     |
| 事業撤退損                     | 1,514            |
| <b>税引前当期純利益</b>           | <b>16,904</b>    |
| 法人税、住民税及び事業税              | △3,770           |
| <b>法人税等調整額</b>            | <b>9,853</b>     |
| <b>当期純利益</b>              | <b>10,822</b>    |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

川崎重工業株式会社  
取締役会 御中

2020年5月19日

有限責任 あずさ監査法人  
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田中基博 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成本弘治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 勢志恭一 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川崎重工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎重工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。



監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

川崎重工業株式会社  
取締役会 御中

2020年5月19日

有限責任 あずさ監査法人  
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田中基博 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成本弘治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 勢志恭一 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎重工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第197期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第197期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制推進部門、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会ほかの重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

川崎重工業株式会社 監査役会

常勤監査役 福間克吉 ㊟

常勤監査役 猫島明夫 ㊟

社外監査役 幸寺 覚 ㊟

社外監査役 石井淳子 ㊟

社外監査役 齋藤量一 ㊟

以上

- 受付付近の混雑防止のため、事前に議決権行使書用紙をご準備くださいますようお願い申し上げます。
- ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします（例年の定員が最大2,000席程度のところ、本年は最大250席程度）ため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- マスクの着用をお願い申し上げるとともに、会場入口付近で検温をさせていただきます。
- 以下の場合には感染拡大防止のため、入場をお断りする場合がございます。

- 手指消毒いただけない方
- マスクを着用されない方
- 発熱があると認められる方
- 体調不良と思われる方
- 海外から帰国されてから14日間が経過していない方
- 検温にご協力いただけない方

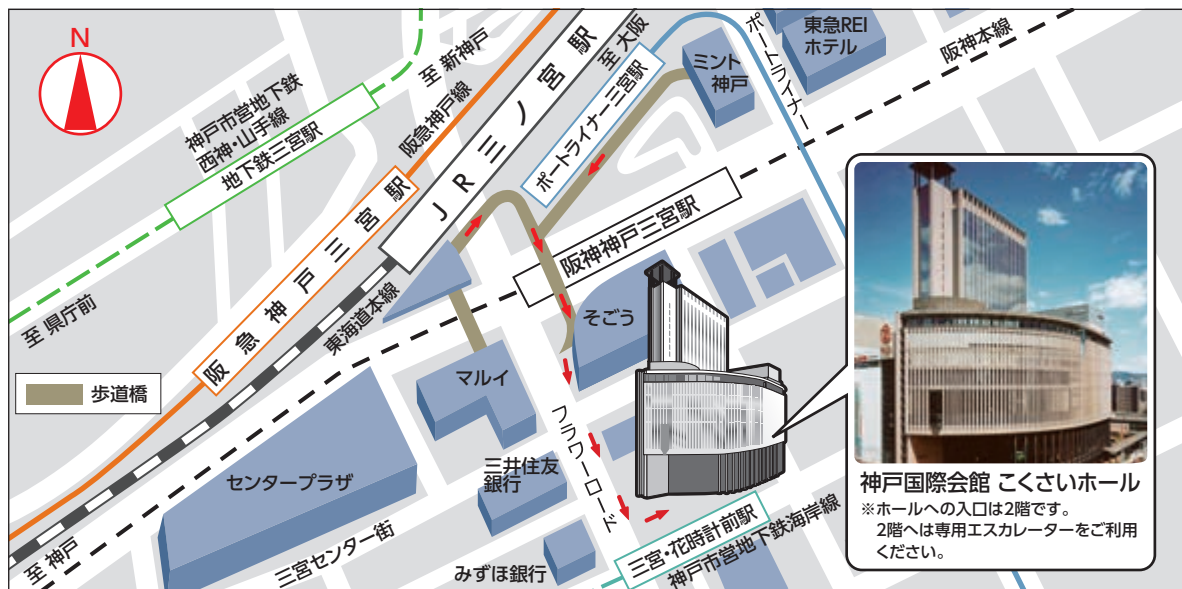
《株主総会 会場》

神戸国際会館 こくさいホール  
神戸市中央区御幸通8丁目1番6号

神戸国際会館 こくさいホール

検索

<https://www.kih.co.jp/index.php>



交通のご案内



- JR東海道本線 三ノ宮駅（新快速・快速停車） 徒歩3分
- 阪急 神戸三宮駅（特急停車） 徒歩3分
- 阪神 神戸三宮駅（直通特急・特急・快急停車） 徒歩2分
- 地下鉄西神・山手線 三宮駅 徒歩5分
- 地下鉄海岸線 三宮・花時計前駅 改札を出て直結
- ポートライナー 三宮駅 徒歩5分

- 当日は駐車場・駐輪場のご用意はしておりませんので、お車・自転車でのご来場はご遠慮ください。
- 車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております（受付からご案内申し上げます）。

会場（こくさいホール）は全館禁煙となっております。